

諮問庁：独立行政法人都市再生機構

諮問日：平成28年12月12日（平成28年（独情）諮問第93号）

答申日：平成29年5月16日（平成29年度（独情）答申第3号）

事件名：平成22年度～平成24年度賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務に係る技術評価資料の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成22年度～平成24年度賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務に係る技術評価資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年10月24日付け、に722-64による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

比準賃料調査等業務は長年にわたり特定業者に随意契約で発注していたが、国の指導により平成22年度より競争入札に変わった。平成22年度から28年度までの入札経過調書において、技術評価点と入札価格から計算される価格評価点の合計を総合評価点として、その高得点で落札者を決めていた事が判った。

一般的な競争入札は、入札価格で落札が決まるが、本件業務は入札価格ではなく、総合評価に大きく作用する技術評価点である事が判った。その技術評価は機構が審査しており、最も高得点である特定業者が継続して落札し、履行している。

本業務は機構の家賃の決定に際し、大きな要因となる比準賃料の調査であり、この入札が適正に行われているか、否かが居住者には最大の関心事である。

こうした状況において、特定業者と他社の技術評価がどのように違

うのか、技術評価の妥当性や落札の妥当性について確認する必要があると考えている。

イ 審査請求の理由

(ア) 平成22年度～24年度の技術評価資料は、“当該文書については文書保存期間が満了し、不存在であるため”としているが、法律に基づいて処分をする以上、どのような法律・規定により文書保存期間が定められ、どの条項に合致するのか、説明がなく、法律に係る文章として不適切であり、不審である。

(イ) 次に、「独立行政法人都市再生機構法人文書管理規程」（以下「規程」という。）では、「別表第1 法人文書の保存期間基準（二）」において、“事業の実施に関する事項→事業完了報告書、その他の事業の施行に関する文書→事業の実施計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯→事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文”の具体例として“業者選定基準”があり、技術評価資料は入札及び落札に関する資料であり、本項に該当し、“事業終了の日に係る特定日以後5年又は事業評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間”となっている。

この法律は平成23年7月1日より施行されており、平成23～24年度の技術資料は該当し、一方、平成22年度の技術資料は機構の内規により保存されているはずであり、平成23年からは上記の法律の適用を受け、法律を順守しておれば、平成22～24年度の技術評価資料は保存されているはずである。再度社内を探し、発見し直ちに、開示する事を求める。

もし、本当に存在しないならば、機構の説明は信用できず、情報公開・個人情報保護審査会の審査結果を求める。

もし、仮に、機構の技術評価に不正行為（現在調査中）が疑われ、本業務の競争入札が“入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律”に抵触するとなった時、技術評価資料の紛失は証拠隠滅として犯罪行為に該当し、重大な関連性があり、社内を探し、開示すべきである。

ウ 備考

機構は、上記イの（イ）で反論した規程を知らぬはずがなく、それを“当該文書については文書保存期間が満了し、不存在であるため”としている事に恣意的な意図を強く感じる。直ちに開示すべきである。

(2) 意見書

ア 不開示とする理由と説明について

法人文書開示決定通知書では「平成22～24年度の文書は文書保存期間が満了し不存在である」とあり、理由説明書では「法人文書の保存期間については、規程に基づき、部等の所管事務に関する文書管理の実施責任者である文書管理者が基準を定め、職員が当該基準に従い保存期間の設定を行っている。」、「本件対象文書は保存期間が3年、保存期間満了の措置が廃棄と設定されていたものである」という主張は機構独自の廃棄処分をする時の手順の説明であり、対象文書の処分の正当性を主張するものではない。争点に対する正当性の主張として、対象文書の説明を行い、その文書が規程の別表第1 法人文書の保存期間基準（二）の、どの事項、どの業務区分、どの類型に該当するのか、その保存期間は何年かを説明すべきである。しかし機構は「無い物はない」とする「問答無用」という姿勢は、開示請求人を小馬鹿にし、見下し、無礼である。

審査会に対し、審査請求人は常に真剣に取り組んでいるが、機構のこのような姿勢や対応について問題ないのであろうか。機構は法律を真摯に尊重すべきである。

次に、「文書管理の実施責任者である文書管理者が基準を定め、職員が当該基準に従い保存期間の設定を行っている」としているが、規程では、法人文書の分類や項目等の基準は別表第1で定めており、保存期間の設定も定めている。文書管理者は規程の別表のどの分類に該当するか判断し、それに従って処分手順を決めるものであり、文書管理者が基準を決め、保存期間を設定するものではなく、機構の主張は規程の理解不足があり、間違った主張であると考えるが、職員やこの書類を決裁した人が、この規程を理解していないはずがなく、身勝手な考えにより、審査請求人を騙そうとする方便の主張であると理解した方が自然である。このような身勝手な主張に対し、審査会は内閣府・国交省に遠慮せず、公平で正しい判断をする事を期待する。

本事件の対象文書が規程に該当するか、どの部分に該当するかが争点であり、それにより保存期間が決まり、存在あるいは不存在が決まると考えている。

審査会が対象文書の審査をするに当たり、機構の不十分な理由説明だけでは十分な審査ができないと考えるが、それが機構の姿勢であり、現状のままの審査を希望する。

イ “平成22～24年度 賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務に係る技術評価資料”は規程の別表第1 法人文書の保存期間基準（二）の「事業の実施に関する事項」→「事業の実施計画に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯」→「事業

の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文」→「業者選定基準・入札結果」に該当し、保存期間は10年であると考えられる。

この技術資料は調査業務の競争入札において機構独自の落札決定方法である技術評価点+価格評価点=総合評価点に係る技術評価点を算出する資料である（添付資料に詳細を説明）。価格評価点は入札価格により機構独自の計算方法で算出されるのに対し、業者提出の技術資料で評価する技術評価点は機構独自の評価項目により、担当者の主観で一次評価点をつけ、3人の審査員の一次評価点を独自の計算方法でまとめ、技術評価点を算出している。（添付資料参照）

その技術評価点に価格評価点を加えた総合評価点で落札を決めているが、添付資料から明らかなように技術評価点の占めるウエイトは非常に大きく、技術評価点の最も高い業者（特定業者）に落札が決まるシステムになっている。

つまり、この技術資料は落札決定の大きな要素であり、入札関連資料であると同時に業者選定に深く関係している資料でもあることから、別表第1 法人文書の保存期間基準（二）に該当すると考える。

一方、仕様書等で、技術評価40点満点と価格評価60点満点を加えた総合評価点100点を定め、その高得点に落札が決まる事になっている。しかし、平成22年度の競争入札に関し、技術評価点40点満点であるにもかかわらず、特定業者の技術評価点を80点とし、総合評価点は140点満点となり、特定業者に落札させている。その後の特定業者の技術評価点は60点であり、こうした技術評価点が落札を決めており、特定業者は継続して落札している。

その技術評価点は審査委員である3人のチームリーダーが、特定業者が継続的に履行している事を知った上で、他の業者の評価をするのであり、恣意的評価になるのは当然の結果である。そうした不正行為が、添付資料でも説明したごとく“入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律”に抵触すると疑われる状況であり、その判断にも資料の開示が必要であり、検証する必要がある。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、原処分について、開示請求者（審査請求人）から、不存在とした本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

2 機構について

機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）に

基づき設立された独立行政法人であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団から継承した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が一部開示決定とした原処分に対して、以下①、②の理由によりその取消しを求めるとともに、不存在とした本件対象文書の全部開示を求めている。

① 保存期間に関する法律、規定、該当条項に係る説明が無く不適切である。

② 本件対象文書については独立行政法人都市再生機構法人文書管理規程（規程）別表1の事項8「事業の実施に関する事項」における「事業の経費積算が記録された文書」に該当し、保存期間は「事業終了の日に係る特定日以後5年又は事業評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間」であり、平成22～24年度資料について保存期間が満了しておらず、開示すべきである。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

今回請求のあった法人文書は、「特定団地等の比準賃料調査等業務の入札に際し参加業者（平成22～28年）の技術評価点を説明する資料」である。処分庁は、これに該当する文書として、「賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務」に係る技術評価資料を特定し、保存期間満了に伴い廃棄済であった本件対象文書（平成22年度から平成24年度分）については、不存在による不開示とし、保存期間が継続中である平成25年度から平成28年度分については、全部開示とした。

(2) 本件対象文書の不開示情報該当性について

ア 本件対象文書の性質について

本件対象文書は「賃貸住宅等に係る比準賃料調査等業務」の入札において入札参加業者が提出した資料について、機構所定の評価項目、判断基準及び配点表に基づき、技術評価点の評価を行った文書である。

イ 不開示情報該当性について

処分庁における法人文書の管理については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）13条1項の規定に基づき「独立行政法人都市再生機構法人文書管理規程」（規程）を制定し、必要な事項を定めている。

法人文書の保存期間については、規程に基づき、部等の所掌事務に関する文書管理の実施責任者である文書管理者が基準を定め、職員

が当該基準に従い保存期間の設定を行っている。

本件対象文書は、保存期間が「3年」、保存期間満了時の措置が「廃棄」と設定されていたものであり、保存期間が満了し、既に廃棄されていることから、不存在による不開示に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

以下に審査請求人の主張を検討する。

① 上記3①について

上記(2)イのとおりである。

② 上記3②について

本件対象文書は、上記(2)イのとおり保存期間が設定されていたものであり、審査請求人が主張する規程別表第1の事項8に該当するものではない。

5 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると考え

る。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成28年12月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月12日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年4月10日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とするので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の存否について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 機構は、公文書等の管理に関する法律13条1項に基づき、法人文書管理規則として「独立行政法人都市再生機構法人文書規程」(規程)を定めており、規程は、行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)や国土交通省行政文書管理規則の規定を参酌して定めたものであるが、規程別表第1に記載された法人文書の類型は、機構の業務に関する文書を網羅したものとはなっていない。

イ このため、本件対象文書は、規程別表第1の「9 所管業務に関する事項（8の項に掲げるものを除く。）」に掲げられた業務に関する文書ではあるが、そこに記載された類型に該当しない法人文書であり、保存期間は、規程15条1項に基づき定められた標準文書保存期間基準に従い設定したところである。具体的には、対象文書を管理する部の長（西日本支社住宅経営部長）が定めた「標準文書保存期間基準表」に従い、「補償業務契約に関する文書（契約書を除く。）」に該当する文書として分類し、保存期間を「3年」、保存期間満了時の措置を「廃棄」と設定されていた。

これは、本件の契約では、入札公告時に処分庁ホームページで掲示している入札説明書「4 競争参加資格（2）」において、測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、業種区分「補償」に係る競争参加資格の認定を受けていることを競争参加資格として明示しており、業務の性格が近いものと考えたためである。

ウ 本件対象文書については、上記イのとおり保存期間が設定されており、当該期間の満了後、事務担当者により実際に廃棄が行われてきたことを確認している。なお、本来であれば規程20条に基づき移管・廃棄簿に廃棄日等の記載が行われるべきところ、本件対象文書の廃棄については記載漏れとなっており、記録上の確認はできなかったものの、諮問に当たって改めて行った探索においても、本件対象文書が廃棄されずに保存されているといった実態は認められなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司